地区福祉のまち推進センター事業解説書
（改訂　第４版）

令和８年４月

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

≪基本活動費≫

対象事業	事業内容	平成 29 年度以降助成額
日常生活支援活動	地域において、日常生活の支援活動として行うもので、次に掲げる事業	250,000 円 ※世帯数・高齢化率による傾斜配分あり 額については４ページ参照
	（見守り活動）	
	・援助世帯数把握	
	・訪問・電話・外からの見守り等安否確認	
	・活動記録票の作成　等	
	（その他）	
	・家事援助・育児（子育て支援含む）	
	・除雪等の活動	
	・相談室・電話相談等	
広報啓発活動	地区内の住民に対して、地区福祉のまち推進センターの活動内容を周知する事業	
	・広報誌・ホームページ等	
研修活動	地区福祉のまち推進センター活動者を対象とした各種研修・見学会等の事業	
	・運営委員・推進員・協力員研修	
	・福祉関係施設見学	
	・他地区交流・視察	
センター運営活動	福祉のまち推進センターを運営するために実施する各種会議を行う事業	
	・各種委員会等会議開催	
	・センター運営事務	

当助成金は、地区福祉のまち推進センター（以降：「地区福まち」という）の活動（地域における日常生活の支援活動）を対象としたものです。

基本活動費の交付を受けた地区福まちは、原則、上記４事業の活動を行うものとします。

1　日常生活支援活動

基本的な考え方	日常生活支援活動とは、地区福まち活動の基本である見守り活動の推進やゴミ出し等のボランティア活動を支援する事業です。 （１）見守り活動 ①援助世帯数把握：地区福まちが各単位町内会（福祉推進委員会）で行われている見守り活動等の各種援助世帯数を把握するものです。実態を正確に把握するために、見守り等支援が必要な方の情報（氏名・住所・年齢等）を一覧にした世帯名簿の整備を進めていきましょう。 ②訪問・電話・外からの見守り等安否確認：支援が必要な方への訪問や、電話がけ、外からの見守りなどにより安否を確認します。近所での声掛け・あいさつはもちろん、郵便ポストの新聞等のたまり具合、カーテンの開閉、除雪されているかどうか、さらには外出先で偶然見かけた等も、外からの見守りとして活動に含まれます。 ③活動記録票の作成：地区福まち活動者（福祉推進員、住民協力員等）の支援内容を記録し、活動で活用するものです。なお、活動記録票の作成とあわせて、世帯名簿を整備している地区（単位町内会・福祉推進委員会）がある場合は、地区数に応じて、事業加算の対象となります。 （２）その他 ④家事援助・育児：具体的には、ゴミ出し支援や買い物支援、外出支援等の日常の生活を支える活動です。育児を手伝うこともちろんですが、子育て支援として、育児に関する不安や悩みなどの話を聞き、アドバイスをすること、子育てサロンでのかかわりも一つの活動となります。 ⑤除雪：除雪支援は福祉除雪だけでなく、福祉除雪対象外となる灯油タンク廻り、窓付近の除雪や、アパートに住む障がい者世帯への除雪支援なども含みます。 ⑥相談室・電話相談：地区福まち事務室等で相談・電話相談等を行うものです。なお週３日以上（１日あたり概ね３時間以上）実施している場合は、事業加算の対象となります。

2　広報啓発活動

基本的な考え方	広報啓発活動とは、地域での福祉活動情報を地域住民に身近なものとして捉えてもらえるように、地区福まち独自の広報誌やチラシ、リーフレットを発行・配布したり、ホームページやSNSで周知する事業です。

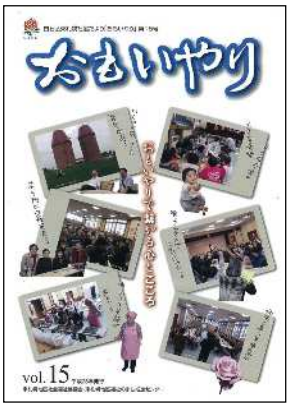

３　研修活動

基本的な考え方	研修活動とは、地区福まち活動者である運営委員や福祉推進員、住民協力員が活動を確認したり、情報を共有したりするための研修を実施する事業です。住民向けの研修を開催する場合は、事業加算の対象となります。 ①運営委員・推進員・協力員研修：地区福まち活動者を対象とした研修会、学習会、情報交換会の他、地区福まちと民生委員との交流会等も含まれます。 ②福祉関係施設見学：福祉施設等を地区福まち活動者を主体として、視察・見学する機会を設定するものです。 ③他地区交流・視察：地区福まち活動者が他地区福まちと交流・視察する機会を設け、意見情報交換等から得た知識、ノウハウ等を今後の活動に活かすことを目的とした事業です。

４　センター運営活動

基本的な考え方	センター運営活動とは、地区福まちを運営する（上記３つの活動を円滑にすすめる）ために実施する各種会議、部会等を行う事業です。書類整備や経理等の事務的な活動も含まれます。 （１）各種会議には、福まち運営委員会、福まち活動別部会、福祉推進委員会連絡会議、福まち事務局会議等があります。 ①福まち運営委員会：地区福まち事業の基本的な方針を決定するため、地区レベルで開催される会議です。運営委員は地域の実情にもよりますが、地区福まちを構成する連合町内会役員や町内会長あるいは福祉推進委員長、民生委員・児童委員、青少年育成委員、ボランティア等で構成されています。 ②福まち活動別部会：運営委員会で決定した計画を具体的に企画・実践する役割を担っているもので、部会にはふれあい交流部、生活支援・調査点検部、研修活動部、広報・啓発部等、地区福まち事業の実施状況に応じて設置されます。 ③福祉推進委員会連絡会議：単位町内会・自治会等において見守り活動を中心とした福祉活動を実施（コーディネート）する福祉推進委員会のメンバーを地区全体やブロック別に集めて情報交換等を行う会議をイメージしたものです。 ④福まち事務局会議：地区福まちに事務局が設置されている場合に、運営委員会等において決定された方針に基づき、各種委員会等会議や事業の執行等、実務的な処理を行うための会議です。 （２）センター運営上の事務的な活動では、例えば、光熱水費、備品費の他、電話料金、切手代、各種消耗品費等を助成金の対象経費とします。
事　　例	Ｑ　基本活動費をボランティア保険の加入に充てても良いか。 Ａ　保険掛金にあててかまいません。 Ｑ　パソコンの老朽化に困っている。買い替えのための経費はないか。 Ａ　買い替えのための経費はないので、基本活動費や他の財源をもとに購入

	等していただくこととなります。

基本活動費【傾斜配分額】

世帯数による傾斜配分額

世帯数	傾斜配分額	世帯数	傾斜配分額
2,000 以下	-50,000 円	14,001 ～ 15,000	20,000 円
2,000 ～ 3,000	-45,000 円	15,001 ～ 16,000	25,000 円
3,001 ～ 4,000	-40,000 円	16,001 ～ 17,000	30,000 円
4,001 ～ 5,000	-35,000 円	17,001 ～ 18,000	35,000 円
5,001 ～ 6,000	-30,000 円	18,001 ～ 19,000	40,000 円
6,001 ～ 7,000	-25,000 円	19,001 ～ 20,000	45,000 円
7,001 ～ 8,000	-20,000 円	20,000 以上	50,000 円
8,001 ～ 14,000	0 円		

※前年度 10 月 1 日時点の世帯数により決定

高齢化率による傾斜配分額

区分	傾斜配分額
高齢化率 30%以上の地区	10,000 円
高齢化率 35%以上の地区	15,000 円
高齢化率 40%以上の地区	20,000 円

※前年度 10 月 1 日時点の高齢化率により決定

≪事業加算費≫

事業	事業内容	平成 29 年度以降上限額	
1　地域福祉あんしん推進事業			
1）住民意識調査	地区全体を対象とした住民意識調査	30,000 円	
2）福祉マップまたは災害時要配慮者避難支援事業	福祉マップの作成や災害時における支援者と要配慮者のマッチングに取組む事業	50,000 円	
2　ふれあい交流事業			
1）サロン事業	概ね小学校区より広域で実施するミニデイ、ミニサロン、子育てサロン等の事業	1 事業あたり 30,000 円	180,000 円
2）福祉・健康普及啓発事業	地区全体を対象とした住民向け各種福祉関係研修・講習会などの事業	1 事業あたり 30,000 円	
3）交流会事業	概ね小学校区より広域で開催している配食会、入浴会、異世代交流会、イベント等の各種交流事業	1 事業あたり 30,000 円	
3　基本活動強化事業			
1）見守り体制整備	見守り対象世帯に配布する緊急連絡カード（グッズ）や、安心・安全のための啓発品及び活動者が身につける装着品を整備する事業	50,000 円	
2）相談室・電話相談	福まち事務所等で来所・電話による相談室を常時開設（開設時間は、週３日以上、１日あたり概ね３時間以上）する事業	30,000 円	
3）世帯名簿と活動記録票の整備	見守り対象世帯を一覧にした世帯名簿と、その対象に行った見守り活動等を記録する活動記録票を整備する事業	整備地区 1 か所以（※）10,000 円	
		整備地区５割以上（※）30,000 円	
		整備地区８割以上（※）50,000 円	
4）福祉除雪協力事業	地域協力員の確保や、利用世帯と地域協力員の調整を行う事業	50,000 円	

当助成金は、基本活動の充実・強化を図るために、上記の事業を取り組む地区福まちを支援するものです。

※3－（3）における整備地区とは、単位町内会又は福祉推進委員会を指します。

1　地域福祉あんしん推進事業

（1）住民意識調査

基本的な考え方	●住民の日常的な困りごとや、地区福まちへの要望等を、アンケート形式により地区全体で調査し、地区福まち事業推進に活用するために実施いたします。 ●また、対象とする住民を「支援を必要とする方」に限定することは、主旨に合致しているので問題ありません。 ●ただし、これらの調査と併せて活動者（福祉推進員、住民協力員等）の意識や活動上の課題等のアンケートを行うことも構いませんが、活動者のみや単位町内会（福祉推進委員会）を対象とした調査は基本活動費で対応することになります。
助成対象等	●地区福まちとして住民意識を調査する際の調査費用です。 ●対象としては、調査用紙の用紙代、印刷代、通信費等があげられます。 〔人件費及び食糧費は助成対象外〕
ポイント	●調査は１年で完結することを想定しています。年１回（１事業）の調査分しか助成対象となりません。 ●同じ内容、対象者（対象要件）での調査を実施する場合は、原則、最低３年の経過が必要です。 ●地区全体での取り組みを対象とします。 ●調査後は、集計等を行い、地域（単位町内会等）に報告することを目指していきます。
事例	Q　初年度に高齢者を対象とした調査を行い、翌年度は同じ内容で障がい者を対象として調査を行うことは可能か。 A　「高齢者」と「障がい者」というように、対象者（対象要件）を変えているので、問題ありません。対象要件や調査内容を変えて、連続して調査することは可能です。

（2）福祉マップまたは災害時要配慮者避難支援事業

※平成２５年の災害対策基本法の改正により「災害時要援護者」は「要配慮者」と変更されました。

基本的な考え方	■福祉マップ 「札幌市６５歳以上世帯名簿」等をもとに地域の様々な生きた情報を共有しながら、そこから見える地域福祉課題を把握し、必要な活動を実践していくための機会とすることを目的としています。 具体的には複数の地域関係者で共同作業により、支援対象世帯（独居高齢者、高齢夫婦、日中独居の方、障がいのある方など）の基本情報の共有化を図りながら、支援対象者世帯および活動者世帯を地図に明示して、見守り活動の体制を整えていくことを目指すものです。 ■災害時要配慮者避難支援 災害時に地域が主体的に支援活動に取り組んでいただけるよう、地域の中

	で要配慮者と支援者を募り、誰（支援者）が誰（要配慮者）を支援するのか組合せ（マッチング）をし、地域における共助の仕組みづくりを目指したものです。 ●どれだけの福祉推進委員会（単位町内会・自治会）が取り組んでいるかを把握する必要があります。
助成対象等	●地区福まちが「福祉マップ」と「災害時におけるマッチング」に取り組むための費用です。両事業実施でも、どちらか一方の実施だけでも申請上限は５万円となります。 ●災害時に備えての研修会実施だけでは、助成の対象とはなりません。 ●札幌市から提供される「避難行動要支援者名簿」の提供を受けることが助成の条件ではありません。 ●対象としては、上記事業に関連するマップ・チラシ・カード・台帳の作成費用、研修等の会場費等があげられます。 〔人件費及び食糧費は助成対象外〕
ポイント	●福祉推進委員会（単位町内会・自治会）等の小地域ごとの取り組みも対象とします。（両事業とも単位町内会単位で行われる活動でもありますが、実施している単位町内会への助成ではありません。） ●助成対象となる「カード」とは、上記事業に関連するものをいいます。（資料１参照　災害時要配慮者登録カード、支援者カード等）ただし、日常の見守り活動に使用する、ふれあいカード（資料２参照）等に災害時要配慮者の情報を加え、新たにカードを作成し当該事業に取り組む際は助成対象となります。
事例	Ｑ　福祉マップと災害時要配慮者避難支援の違いはどのようなことか。 Ａ　福祉マップは地域の限られた方々で高齢者等の情報を共有しながら地図上に落とし、可視化できるようにしたものです。一方、災害時要配慮者避難支援は「手上げ方式」、「同意方式」等で要配慮者の情報を収集し、支援者との組合せ（マッチング）をするものです。 Ｑ　災害時要配慮者避難支援事業について、実施母体が町内会、その後方支援に地区福まちが位置づけられている。このような場合、助成は受けられるか。 Ａ　主催が単位町内会であっても、ノウハウ・資材の提供を福まちが行っている場合は、共催としてとらえ、助成を受けることが可能です。

２　ふれあい交流事業

（１）サロン事業

基本的な考え方	■ミニデイ デイサービスを利用するほどではない虚弱な高齢者や軽度の認知症高齢者などを対象に、心身機能の回復や維持、寝たきり予防等に関連するプログラムを重視した活動とします。（また託老所的な機能を有する場合もあります。） ■ミニサロン ふれあい・いきいきサロンと活動内容はほぼ同じですが、開催頻度が少なく年５回以上 10 回未満程度の交流活動とします。（年 10 回以上開催する場合は、社協が実施する「ふれあい・いきいきサロン事業」の助成金活用をご検討ください。） ■子育てサロン 子育て中の保護者たちと地域住民による、情報の交換、子育て相談等の交流活動とします。 ●地区福まちが主催（共催可）するサロン等が対象となります。 ●範囲については、基本的に地区全体での取り組みが対象となりますが、地域性を考慮し、概ね小学校区より広域の圏域も対象とします。
助成対象等	●ふれあい・いきいきサロンや子ども未来局等の助成対象にならない事業のうち、年５回以上開催している上記事業に対する助成です。 ●対象としては、会場費や広報費（チラシ作成等）、食材費、事業で使用するゲーム等の購入費等があげられます。 ●水分補給のため提供する飲料の費用は、食料費ではなく資機材の費用として扱うため、助成の対象となります。（アルコール飲料は除く） 〔人件費及び食糧費は助成対象外〕
ポイント	●これらの取り組みは、地域の中で孤立しがちな方、引きこもりがちな方、仲間づくりが必要な方達との関係性を築くために必要な活動であり、周知の方法等、単位町内会（福祉推進委員会）との連携を意識した活動にしましょう。（ただし、単位町内会等へ助成はできません。） ●同じ事業であっても、広域等の理由により異なる場所で開催し、各会場で年５回以上開催の場合については、会場ごとに一つの事業としてみなし、助成を受けることができます。 ●食糧費は助成対象外となるため、実施する場合は、助成対象外経費から支出してください。ただし、昼食等を地区福まちにおいて調理して、高齢者等に提供する場合の食材費は対象となります。 ●社協からふれあい・いきいきサロンの助成を受けている場合は、対象外となりますが、助成期間が終了した後は対象となります。 ●また、ふれあい・いきいきサロンや子ども未来局からの助成を受けている期間は、活動計画書、活動報告書の「３　その他の事業」の欄に取り組み内容を記載してください。

事　　例	Q　地区の複数の単位町内会にてミニサロンを開催しているが、助成対象となるか。 A　単位町内会でミニサロンを開催しても（単位町内会主催サロン）、地区全体（概ね小学校区より広域）の取り組みではないことから助成の対象とはなりません。 Q　広域等の理由により複数か所でミニサロンを開催している場合は、一つのサロンと見なすことができるか。 A　地区が広域にわたるため、例えば、小学校区域の３か所でミニサロンを開催する場合、各サロンの開催数の合計が５回以上の場合は助成対象となります。 Q　ミニサロンについて、地区福まちでは単位町内会ごとに設置していきたいと考えているが、何を持って地区福まち主催と考えられ、助成を受けることができるのか教えてほしい。 A　助成対象となる地区福まち主催のミニサロンとは、地区全体での取り組みを行うミニサロンのことです。地域性を考慮し、概ね小学校区域等の範囲で行う場合も対象とします。そのため、単位町内会ごとにサロンを設置していくことは、望ましい取り組みですが、地区福まちのミニサロンの助成対象とはなりません。開催数を増やすなど、社協のふれあい・いきいきサロンの助成要件に合致するように働きかけ等を行ってください。 Q　地区福まち主催のサロンで会場も同じだが、開催日と参加対象者が違う場合（例えば、一つは高齢者、もう一つは障がい者を対象）は複数事業となるのか。 A　それぞれで５回以上の開催があれば、対象となります。 Q　サロンの回数について、５回以上 10 回未満程度となっている。札幌市の他の制度や社協のふれあい•いきいきサロンの助成が終了しても、年 11～12 回の開催を続けていきたいが、10 回未満程度に含まれるのか。 A　事業項目の解説部分で、サロンの要件として「開催回数を５回以上 10 回未満程度」としています。程度の意味は、絶対条件として 10 回未満と限定することではなく、質問のようなケースを想定してある程度弾力的に運用しようという意味であり、ご質問のサロンは助成対象となります。 Q　水分補給のための飲料費が補助対象となるのは、熱中症の危険がある季節に限られるか。 A　季節に関係なく、脱水予防のため、飲料の提供が必要な場合が考えられるので、水分補給のための飲料に要する費用は、年間を通して資機材の費用として助成対象となります。

（２）福祉・健康普及啓発事業

基本的な考え方	■住民向け研修 地域住民の福祉意識の啓発、地区福まち活動の理解に繋がる主旨のものをテーマとします。参加対象者は、支援を必要とする方の参加割合が少ないことが想定されるため、地区全体での開催のみを対象とします。

	助成対象となる研修を複数開催する場合は、基本的に同一の名称等は使用しないでください。やむを得ない場合についてもサブタイトル等で違いを明確にしてください。 ■健康づくりメニュー 健康に関する講演会や健康体操、転倒予防の実技研修などを対象とします。参加対象者は、支援を必要とする方の参加も想定していることから、地区全体での開催のみならず、広域等の理由により、概ね小学校区等の地域での開催も対象とします。 ■介護予防活動 主に高齢者を対象に心身機能の維持や寝たきり予防等を目的とした講演や実技等を取り入れた啓発事業を対象とします。参加対象者は、支援を必要とする方の参加も想定していることから、地区全体での開催のみならず、広域等の理由により、概ね小学校区等の地域での開催も対象とします。
助成対象等	●住民向けの各種福祉関係講習会等の開催費用です。 ●対象としては、会場費や広報費（チラシ作成等）、講師謝礼等があげられます。 ●水分補給のため提供する飲料の費用は、食料費ではなく資機材の費用として扱うため、助成の対象となります。（アルコール飲料は除く） 〔人件費及び食糧費は助成対象外〕
ポイント	●声掛けなどと併せて、できる限り地区福まち広報誌、チラシ、回覧板等を活用し、広く地域住民の参加を図ってください。 ●地区福まちが主催する事業、もしくは地域の関係組織や介護予防センターなどの専門機関との共催事業を対象とします。
事例	Q　介護予防センターが実施する事業に参加・協力する場合は助成の対象となるのか。 A　すこやかクラブ等は介護予防センターが市から委託を受けて実施している事業であり、地区福まちの助成金の対象とはなりません。ただし、「すこやかクラブ」等に地区福まちが独自に付加するメニュー等があり、地区福まちの主催・共催とする場合は、助成の対象となります。 Q　住民向け研修に活動者（福祉推進員、住民協力員等）も参加してもらってよいか。 A　問題ありません。 Q　地区内のボランティアグループに対する研修は、福祉・健康普及啓発事業において助成の対象となるのか。 A　この事業は、地域住民向けの研修であり、地区福まち関係者など人材育成に関する研修については、基本活動費の中で行うことになります。 Q　水分補給のための飲料費が補助対象となるのは、熱中症の危険がある季節に限られるか。 A　季節に関係なく、脱水予防のため、飲料の提供が必要な場合が考えられるので、水分補給のための飲料に要する費用は、年間を通して資機材の費用として助成対象となります。

（３）交流会事業

基本的な考え方	■会食会・配食会、入浴会 会食や入浴等を通じて、地域内の高齢者同士、また地区福まち活動者との信頼関係の構築を図ることを主な目的に、会館（集合型）、外出行事（外出型）配食などの交流事業とします。 周知の方法、内容、参加者の配列など交流を意識した事業としてください。 ■異世代交流会 高齢者と幼児、また児童・生徒などとの異世代間の交流を通じ、相互理解と地域連携を図ることを主な目的に会館（集合型）、学校（訪問型）、外出行事（外出型）などの交流事業とします。 ■イベント等 地域の実情に即したイベント（祭り、季節行事など）を通じて、地域住民同士の交流と福祉意識の啓発、地区福まち活動の理解促進を図ることを主な目的とした交流事業とします。
助成対象等	●各地区で実施している各種交流会を開催するための費用です。 ●対象としては、会場費や広報費（チラシ作成等）、食材費、講師謝礼等があげられます。 ●水分補給のため提供する飲料の費用は、食料費ではなく資機材の費用として扱うため、助成の対象となります。（アルコール飲料は除く） 〔人件費及び食糧費は助成対象外〕
ポイント	●基本的に地区全体での取り組みが対象となりますが、支援の必要な方の参加も想定していることから、地区全体での開催のみならず、地域性を考慮し、概ね小学校区等の地域も対象となります。 ●これらの取り組みは、地域の中で孤立しがちな方、引きこもりがちな方、仲間づくりが必要な方達との関係性を築くために必要な活動であり、周知の方法等、単位町内会（福祉推進委員会）と連携を意識した活動にしましょう。 ●食糧費は助成対象外となるため、実施する場合は、助成対象外経費から支出してください。ただし、お弁当等を地区福まちにおいて調理して、高齢者等に提供する場合の食材費は対象となります。
事例	Q　この事業の助成金は、単位町内会単位の事業に充てても良いか。 A　単位町内会単位の事業は、地区全体（概ね小学校区より広域）の取り組みではないことから対象となりません。ただし、これまでどおり、広域等の理由により、概ね小学校区等の地域で開催し、地区福まちが主催・共催している場合は問題ありません。 Q　敬老行事として実施する食事会において、介護予防センターの協力を得て健康体操や脳トレになるゲームを行った場合、「食事会」と「介護予防活動」の２つの事業としてよいか。 A　同日、同会場で実施した場合は１事業といたします。開催日や会場が異なれば、複数事業として問題ありません。

	Q　地区内全域を対象とし、年２回実施しているお食事会（春・秋）で、地区内の高齢者は年２回の参加機会があるが、いずれも助成対象となるか。 A　対象となります。 Q　３つの連合町内会で一つの地区を構成しており、連合町内会ごとの３会場で食事会を実施している。地区内の高齢者にとっては、年１回の参加機会がある。会場ごとで助成対象となるか。 A　地区内の３つの連合町内会ごとに会場を設定しているとのことなので、「３事業」として申請可能です。 Q　地区内で開催される連合町内会主催のイベント等に地区福まちがブースを設置し、地域住民からの相談を受けたり、地区福まち事業のＰＲを行う場合は対象となるか。 A　他団体主催のイベント等においても、地区福まちが担当するメニュー（活動）がある場合には、本事業の対象となります。このような場合は、共催事業となるようにしてください。 Q　交流会等の行事に係る行事用保険の掛け金は助成対象となるか。 A　対象となります。 Q　水分補給のための飲料費が補助対象となるのは、熱中症の危険がある季節に限られるか。 A　季節に関係なく、脱水予防のため、飲料の提供が必要な場合が考えられるので、水分補給のための飲料に要する費用は、年間を通して資機材の費用として助成対象となります。

※令和８年度以降は、申請（計画）時と報告時で事業項目及び助成額の変更が可能となります。ただし、助成額については、１事業あたり 30,000 円、総額 180,000 円を上限とし、申請総額を超えないものとします。

例１）当初予定していた事業が実施できず、代わりに他事業を実施

申請時に入浴会を予定していたが、会場及び移動手段が確保できなかったため実施できなかった。代わりに、地元の児童会館との交流（異世代交流会）を行った。

例２）当初予定していた経費よりも増減し、他事業と調整

ミニサロンを１事業 30,000 円で申請していたが、当初の予定よりも開催数が少なくなってため経費も 25,000 円で済んだ。一方で、健康づくりメニューを 1 事業 25,000 円で申請していたが、会場費や水分補給の飲料費が予定よりも多く掛かった。これにより、ミニサロンで余った 5,000 円を健康づくりメニューに活用した（25,000 円＋5,000 円＝30,000 円で１事業あたりの上限額の範囲内であり、助成総額は変わらない）。

３　基本活動強化事業

（1）見守り体制整備

基本的な考え方	■緊急連絡カード（啓発品を含む） 見守り活動対象者の自宅に保管され、主に緊急時の対応等に活用されるなど、日頃の見守り活動を充実させるものを指します。また、同様の形で使用されている「見守りグッズ」もこれにあたります。 ■活動者装着品 ネームプレート、身分証明書、腕章、ジャンパー等 ●見守り活動を強化するために、対象世帯が安心して訪問活動を受け入れ、活動者も活動しやすい環境を整えるための事業となります。
助成対象等	●「緊急連絡カード」や見守りグッズを活用し、見守り活動の強化に取り組んでいる地区に対する助成です。 ●対象となるのは、カードや啓発品、装着品の作成費です。 〔人件費及び食糧費は助成対象外〕
ポイント	●「緊急連絡カード」には、高齢者などが自宅で具合が悪くなるなどの救急時に備えて、駆けつけた救急隊員などが迅速で適切な対応がされるよう、本人の必要な情報（持病やかかりつけ医、緊急連絡先等）を記入し、自宅のわかりやすいところに掲示するものや、筒状のプラスチック容器（救命救急情報ポスト等）に入れて冷蔵庫に保管するものもあります。
事例	Q　啓発品や装着品は、どのようなものを想定しているのか。 また、福祉推進委員会（単位町内会・自治会）に対する助成は可能か。 A　金券類は対象となりません。防犯、交通安全などの啓発品（反射材等）などを各地区の判断で購入し、対象世帯を訪問しやすくするためのツールとして使用していただきたいと考えます。 また、この事業においては、福祉推進委員会（単位町内会・自治会）に対する助成金としての交付は対象となりませんが、様式の統一、ファイリング用品やネームプレート等をまとめて購入し、渡すことによって、単位町内会（福祉推進委員会）の見守り活動の体制づくりを支援することは可能です。啓発品や装着品の場合、一部の単位町内会だけでなく、地区全体に配付することを想定しています。 Q　「緊急連絡カード」と「世帯名簿（P14 に内容掲載）」は同じものか。 A　「緊急連絡カード」は支援対象者に配布するものですが、「世帯名簿」は、地区福まちや福祉推進委員会が、見守りを必要とする方を一覧にして整理したものです。 Q　「緊急連絡カード」は、カードを活用し、見守り活動に取り組んでいることが助成の条件となるのか。 A　そのとおりです。カードの更新や転入者への配布等、継続した取り組みを行うことが必要です。なお、カードの配布や活用方法を説明するための研修会等は助成対象となりません。こうした研修は基本活動費での対応となります。

緊急連絡カード

保存版

● あなたの名前、住所等を記入しましょう。

ふりがな	男		男
氏　名	女		女
生年月日	明・大・昭　年　月　日	明・大・昭　年　月　日	
住　所	区	電話	

● 親族や友人などの緊急連絡先を記入しましょう。

氏　名	続柄	住　所	電話番号

● かかりつけの医院・病院を記入しましょう。

医院・病院名	電話番号	持病など

● 身近なことで困りごとがありましたら、お気軽に連絡ください。

民生委員・児童委員		
福祉推進員		

救急・火事　119番
警　察　110番

町内会　自治会

救命救急情報ポスト

（2）相談室・電話相談

基本的な考え方	●地区福まち事務室等に活動者（福祉推進員等）が在駐し、面談、電話等により地域住民からの相談を受け止め、必要に応じ地域関係者（町内会長、民生委員等）や関係機関（区社協、地域包括支援センター、介護予防センター、区役所等）につなげることを目的とした事業です。
助成対象等	●地区福まち事務室等で相談、電話相談等を常時開設（週３日以上）している地区に対する助成です。 ●対象としては、電話代、用紙代、コピー費用等があげられます。 〔人件費及び食糧費は助成対象外〕
ポイント	●地区福まちの専用拠点の有無に限らず、上記の取り組みをしている場合は対象となります。 ●１日あたりの開設時間は概ね３時間以上とします。 ●相談件数（来所・電話相談）は記録し、活動報告書に記載してください。
事例	Q　相談件数に応じた助成となるか。 A　相談件数は、助成額に影響を与えるものではありません。 Q　地区福まち事務室等から安否確認のため電話をするお元気コールは、本事業の対象となるのか。 A　上記の条件を満たした場合は、安否確認を兼ねて電話で近況、相談ごとをお伺いするお元気コール等の事業は本事業の対象となります。

（3）世帯名簿と活動記録票の整備

基本的な考え方	●見守り活動を強化するために、対象世帯を把握、活動を記録することで緊急時の対応、活動者の引継や、専門機関へのつなぎ等を効果的に行うことを目的とした事業となります。 ●見守り対象世帯を一覧にした世帯名簿と、その対象に行った見守り活動等を記録する活動記録票を整備します。 ●整備地区とは、世帯名簿と活動記録票の両方が揃っている単位町内会

	（福祉推進委員会）を指します。 ●世帯名簿と記録は、地区福まちに年１回は報告するようにしましょう。
助成対象等	●世帯名簿と活動記録票の両方が整備されている単位町内会（福祉推進委員会）を把握し、支援している地区への助成です。 ●対象としては、ファイリング用の事務用品、コピー費用、通信費等があげられます。 〔人件費及び食糧費は助成対象外〕
ポイント	●世帯名簿とは、支援が必要な方の氏名・住所・年齢等の情報を一覧にしたものです。 ●活動記録票には、最低限の項目として、「対象者」、「活動者」、「日付」、「方法」の記載が必要となります。 ●集まった情報・成果は、地域（単位町内会等）に結果をフィードバックすることを目指していきます。
事例	Ｑ　記録をつけることは、担い手の負担感が大きいのではないか。 Ａ　見守り活動は、住民同士の自然な助け合いの延長線上で行われることが多いため、客観的に見えるように記録化されていない場合があります。 　行政や関係者の理解を得て活動を継続し、より多くの住民の参加を得ていくためにも、活動の実態や効果を見えるようにしていくことは非常に重要です。（資料３参照） Ｑ　助成を受けるためには、指定の活動記録票が配布されるのか。 Ａ　活動記録票のひな形（資料３参照）はありますが、独自の様式でも構いません。 　また、世帯名簿の人数と記録が整備されている人数は同じでなくても構いません。（名簿に登載されていても、見守り対象として現に活動していない場合もあるため） Ｑ　当事業の助成は一度きりか。毎年助成を受けられるか。 Ａ　名簿の更新および記録の整備を継続していれば、毎年助成を受けることができます。 Ｑ　名簿と記録は、セットで対象となるのか。 Ａ　どちらか一方では対象となりません。両方の整備が条件です。 Ｑ　金額根拠となる地区数をどのように捉えるか。また、いつの時点での地区数で申請するか。 Ａ　割合を計算する上での分母は行政が示す前年度６月１日時点の単位町内会数とします（連合町内会未加入含）。分子となる、整備地区数は前年度実績数ではなく、取組予定数で申請します。 　なお、見守り対象者としている高齢者等がいない（例：若い世代のみの社宅や公務員住宅等）ために、名簿や記録を整備していない単位町内会等の数については、「対象者なし」という報告で整備地区数（分子）としてカウントして結構です。 Ｑ　精算報告時に、取組みが予定どおり遂行とならなかった場合は、助成金を返還するのか。

	Ａ　申請した整備地区の割合に満たなかった場合は、助成金の返還が生じますので、区社協とよく相談の上、地域の実情にあった申請をお願いいたします。 Ｑ　世帯名簿と記録を地区福まちに報告する時期（最低年 １ 回）はいつ頃か。 Ａ　地区内で協議の上、報告時期を決めてください。なお、世帯名簿や記録は地区福まちの精算報告にも必要な内容となりますので、年１回の場合は、３月～４月頃の報告が理想的と思われます。 Ｑ　記録の保存年限はどれくらいか。 Ａ　名簿、活動記録ともに最低１年の保存は必要です。ただし、活動記録については、支援経過をみていくことも重要と考えますので、３年の保存が望ましいと思われます。

（４）福祉除雪協力事業

基本的な考え方	●除雪支援は、冬期間だけとはいえ、日々の活動であることから、地区福まち活動の基本である見守り活動にもなります。福祉除雪の利用世帯と地域協力員（除雪の担い手）を調整（マッチング）することは、まさに日常生活支援につながります。 ●マッチングだけではなく、地区福まちとして「福祉除雪」にかかわり、地域協力員の確保やそのマッチングを行う単位町内会（福祉推進委員会）を支援していくことを目指す事業です。
助成対象等	●利用世帯と地域協力員のマッチングへの取り組み、または地域協力員の説明会や報告会など地域協力員の確保・支援に取り組む地区に対する助成です。 ●対象としては、通信費（電話代等）、広報費（チラシ作成等）、会場費、コピー費用、ファイリング用の事務用品等があげられます。 （軍手、ジャンパーやスコップ等の購入や活動費の上乗せは、地域協力員活動費と重複するため対象となりません。） 〔人件費及び食糧費は助成対象外〕
ポイント	●区社協から依頼される利用世帯と地域協力員のマッチングを行うことで、助成対象となります。 ●これまでの経緯で区社協から直接、単位町内会（福祉推進委員会）にマッチングを依頼している地区についても、地区福まちが行う地域協力員確保や、地域協力員の活動支援のための説明会等を行う場合は、助成対象となります。ただし、単位町内会（福祉推進委員会）がマッチングした件数を把握することが条件です。 ●地域協力員募集のためのチラシ作成や広報誌への掲載だけでは助成の対象とはなりません。

事　　例	Q　これまで単位町内会（福祉推進委員会）が地域協力員をマッチングしていたところも、地区福まちがかかわるということなのか。 A　今後さらに利用者が増加し、また現在の担い手の高齢化により、地域協力員の確保が課題となっています。そこで、地区福まちからも働きかけを強めていただくことを期待しております。地域協力員の拡充は、見守り活動の支援にもつながっていきます。 　団塊世代の参加など、地域協力員として参加いただいた方を、地区福まち活動にも結び付けていただきたいと考えています。 Q　福祉除雪の組み合わせを地区福まちで行うと、利用者からのクレームが地区福まちに入り、大変ではないのか。 A　クレームについては、原則、区社協が対応することとしています。

≪施設借上げに係る経費≫

事業	事業内容	対象経費	上限額
活動拠点施設借上	福まち活動の拠点となる施設の借上	賃借料（※）	500,000 円

※家賃に、光熱水費が含まれる場合には、当該光熱水費も対象経費に含めることができます。

≪備品整備に係る経費≫

事業	事業内容	対象経費	上限額
活動拠点備品整備	活動拠点立ち上げ時の活動用備品の整備	需用費 備品購入費	500,000 円

当該経費の助成は 1 地区 1 回限りです。

参考資料

資料１

災害時助け合い組合せ台帳

登　録　者　情　報

町内会・区・班		町内会・自治会　　区　　班			
ふりがな 氏　　名		男・女（　　歳） 年　　月生		A型　B型 O型　AB型 （Rh ＋　－）	
住所	清田区 北野　　条　　丁目　　番　　号 清田 マンション名等　　号室			人世帯	
電話番号	（０１１） －	FAX 番号	（０１１） －	携帯	－ －
配慮、知ってほしいこと　ひとりくらし	いいえ　・　はい（日中　夜間　一日中）				
いつも使用	つえ　車いす　メガネ　入れ歯　（　　）				
アレルギー	な　い　・　あ　る（　　）				
服用薬	「おくすり説明書」添付（あり・なし）				
かかりつけの病院					
主な病気	狭心症・心筋梗塞・脳出血・脳梗塞・高血圧・大動脈瘤・喘息 糖尿病（インスリン・非インスリン）・透析・心臓病・ペースメーカー				
その他					
緊急時の連絡先	１　氏名　　（登録者との関係　　） 住所 （連絡先　　）				
	２　氏名　　（登録者との関係　　） 住所 （連絡先　　）				

支　援　者　情　報

①	氏名　：	性別　：	住所　：
	電話　：	町内会・区・班　：	
②	氏名　：	性別　：	住所　：
	電話　：	町内会・区・班　：	
③	氏名　：	性別　：	住所　：
	電話　：	町内会・区・班　：	

※　台帳の保管者（全体版）～福祉のまち推進センター委員長

※　台帳の保管者（関係分のみ）～各福祉推進委員長、各民生委員、登録者、支援者

愛情カード（登録者用）

私は、災害などが発生し、避難する時に、支援が必要なため、「北野地区災害時助け合い活動」に登録します。
また、災害時には、状況に応じて、救援・支援に必要な最小限の範囲で下記の情報を町内会役員などに提供することについて同意します。

平成　　年　　月　　日

北野地区社会福祉協議会会長　様

氏名：　　（代筆者　　）

<table>
<tr><td colspan="2">町内会・区・班</td><td colspan="5">町内会・自治会　　区　　班</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
氏　名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">男・女（　歳）
年　月生</td><td>A型　B型
O型　AB型
（Rh ＋　－）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td colspan="4">清田区 北野　条　丁目　番　号
清田
マンション名等　号室</td><td>人世帯</td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td>（０１１）
－</td><td>FAX
番号</td><td>（０１１）
－</td><td>携帯</td><td>－
－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">配慮、知ってほしいこと</td><td>ひとりくらし</td><td colspan="5">いいえ　・　は　い（日中　夜間　一日中）</td></tr>
<tr><td>いつも使用</td><td colspan="5">つえ　車いす　メガネ　入れ歯　（　　）</td></tr>
<tr><td>アレルギー</td><td colspan="5">な　い　・　あ　る（　　）</td></tr>
<tr><td>服用薬</td><td colspan="5">「おくすり説明書」添付（あり・なし）</td></tr>
<tr><td>かかりつけの病院</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>主な病気</td><td colspan="5">狭心症・心筋梗塞・脳出血・脳梗塞・高血圧・大動脈瘤・喘息
糖尿病（インスリン・非インスリン）・透析・心臓病・ペースメーカー</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">緊急時の連絡先</td><td colspan="5">１　氏名　（登録者との関係　）
住所
（連絡先　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">２　氏名　（登録者との関係　）
住所
（連絡先　）</td></tr>
</table>

※　北野地区社会福祉協議会では、上記記載事項及びこれらに基づいて作成される台帳については厳重に管理し、本来の目的以外には使用しません。

※　アレルギー、服用薬、かかりつけ病院等の情報は、搬送先の医療機関でも必要となります。

※　内容に変更があった場合は、北野地区福祉のまち推進センター（電話885-0294（オーフクシ））まで

友愛カード（支援者用）

北野地区社会福祉協議会会長　様

私は、「北野地区災害時助け合い活動」に賛同し、災害などが発生した際、避難支援が必要な方の支援者として登録します。
また、災害時には、状況に応じて、救援・支援に必要な最小限の範囲で下記の情報を町内会役員などに提供することについて同意します。

平成　　年　　月　　日　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

支援者情報	ふりがな 氏　　名		性 別	男 ・ 女
	電話番号	０１１－　　－		
	住 所	清田区 北野　　条　　丁目　　番　　号 清田 マンション名等　　号室		
	町内会・区・班	町内会・自治会　　区　　班		
	予定収容避難場所			
備考				

※　災害時に役立ちそうな資格や提供できるものを何かお持ちの場合は、備考欄にぜひご記入ください。

※　北野地区社会福祉協議会では、上記記載事項及び、これらに基づいて作成される台帳については厳重に管理し、本来の目的以外には使用しません。

※　内容に変更があった場合は、北野地区福祉のまち推進センター（電話885-0294（オーフクシ））まで

資料２

ふれあいカード（様式例）

地区	町内会

援護対象者氏名　生年月日　年齢　性別	住所　電話
氏名 明　大　昭　　年　　月　　日　　歳　男　女	区 電　話　　－

世　帯　状　況	健　康　状　況
１　一人暮らし高齢者世帯	１　寝たきりである
２　高齢者夫婦世帯	２　病弱である（　　）
３　高齢者だけの世帯	３　障がいをもっている（　　）
４　高齢父子世帯　　５　高齢母子世帯	４　認知症である
６　その他（　　）	５　その他（　　）

	本人との関係	氏　名	電　話	住　所
緊急時の連絡先				

希望するニーズ（困りごと）の内容	定期的にきている訪問者
□　家事支援　（ゴミだし、掃除など）	□　子ども　　□　親戚、友人、知人
□　話し相手　　□　除雪、除草	□　隣近所の人　　□　新聞等配達員
□　外出介助　（買い物、通院付添い等）	□　ホームヘルパー　　□　保健師
□　スポット支援　（電球取替など）	□　ケアマネージャー
□　その他　（　　）	□　その他

備　考

民生委員 児童委員		福祉推進員		整　理 番　号	

◎このカードは、民生委員と福祉推進委員が協働して世帯を訪問し、対象世帯の了承を得ながら作成して下さい。
◎このカードは、ネットワーク活動のみに活用し、それ以外には利用しないように厳重に保管して下さい。

資料３

見守り・訪問活動の記録と情報の共有にかかわる取組紹介

～活動の記録と情報の共有は、全国的にも重視されています～

２つの地区の実践例から、札幌市においても「活動を記録」して、そこから得られる様々な情報を活かし、見守り・訪問活動の拡大・充実が図られている様子を紹介しましたが、全国的にも、住民同士の支え合いを展開するうえで「記録」は、とても重要なものと位置づけられ、取組の拡大が推奨されています。

なお、全国社会福祉協議会が発行するマニュアルでも、札幌市と同様の取組が、以下の「抜粋資料」のとおり、見守り・訪問活動の発展に効果があるとして紹介されています。

抜粋資料

「住民主体の生活支援サービスマニュアル　第２巻　身近な地域での見守り支援活動」
※ 2015 年 12 月発行（全国社会福祉協議会　地域福祉部　編）

8　活動の記録と振り返り

見守り支援活動は、住民同士の自然な助け合いの延長線上で行われることが多いため、どのようなニーズに対して、どれくらいの量の活動が行われているのか、また、どれくらいの担い手がかかわっているのか、といった実施状況について客観的に見えるように記録化されていない場合があります。

一方で、あまり細かい記録や厳密な報告などを求めることで、担い手の負担感が大きくなり、「やらされている」という感覚をもってしまう恐れもあります。しかし、行政や関係者の理解を得て活動を継続し、より多くの住民の参加を得ていくためにも、活動の実態や効果を見えるようにしていくことは非常に重要です。

また、継続的に記録していくことで、活動の反省や見直しのための貴重な材料にもなりますし、多くの人が共通して抱える困りごとを見つけ出して、新たな支援の仕組みや制度化につなげることも可能になります。

簡単にチェック形式で記録できるような記録用紙（様式、図 15、16）を作るなど、できるだけ担い手の負担を減らす工夫をしながら、活動実績の記録を継続していきましょう。

活動を記録し、情報を共有することによる効果（ポイントの整理）

以下のとおり、記録を付けることによる効果、活動上の様々な情報を共有することによる効果を意識して、ともに支え合う地域づくりの更なる拡大・充実を進めましょう。

振り返る
記録から
活動を振り返り相手への理解をより深める効果

共有する
記録から
情報共有を図り活動の継続性や統一性を高める効果

見直しする
記録から
活動をより良いものに、適切なものに見直していく効果

見える化する
記録から
実績の見える化で活動の適正さ重要性を伝える効果

見守り・訪問活動の記録様式の紹介

～札幌市と同様の様式が、全国的にも用いられ・紹介されています～

図 15 ● 活動記録の例〈その 1〉

ご本人の氏名、住所等			
月日	訪問者氏名	訪問記録 訪問時間、本人の様子 話したこと、対応した内容等	備　考 本人の様子や話のなかで気づいたこと や気になったこと、対応が必要なこと

中の島地区福祉のまち推進センターと同様の記録様式が紹介されています。

この様式は、毎回、見守り・訪問した際に「本人の様子・活動上の気づき」などを記載するので、今までの活動を振り返りながら、今後どんな見守りをしていくと良いのかを考えたり、整理しやすくなります。また、専門機関へつなぐ時にも、相手の体調・気持ち・生活状況の変化などを正確に伝えやすい様式だといえます。

図 16 ● 活動記録の例〈その 2〉

見守り対象者	住所	
	氏名	

福祉推進員氏名	

【記入方法】見守りを実施した場合、「見守り実施日」の数字（日にち）に、見守り方法（○・△・□）をつけてください。気になることなどがあれば特記事項に記入してください。

月	見守り方法 見守りレベル	印	見守り実施日											合計		特記事項
4月	目配り	○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		○	回	
	声かけ	△	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		△	回	
	訪問	□	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		□	回	
5月	目配り	○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		○	回	
	声かけ	△	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		△	回	
	訪問	□	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	□	回	
6月	目配り	○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		○	回	
	声かけ	△	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		△	回	
	訪問	□	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		□	回	
7月	目配り	○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		○	回	
	声かけ	△	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		△	回	
	訪問	□	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	□	回	
8月	目配り	○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		○	回	
	声かけ	△	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		△	回	
	訪問	□	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	□	回	
9月	目配り	○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		○	回	
	声かけ	△	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		△	回	
	訪問	□	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		□	回	

八軒中央地区福祉のまち推進センターと同様の記録様式が紹介されています。

この様式は、活動した日に所定の記号でチェックする形式なので、記録と実績集約にかかる負担を減らすことができます。また、単位町内会や、地区福祉のまち推進センターにおいても、個々の活動者の状況（活動の様子）などを把握しやすい・集約しやすい様式だといえます。